

姫路市監査委員	三 輪 徹
同	芝 野 稔
同	白 井 義 一
同	山 口 悟

令和7年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 定期監査（工事監査）結果報告書
- 2 財政局定期監査結果報告書
- 3 健康福祉局（後期）定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 4 農林水産環境局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 5 建設局定期監査結果報告書
- 6 都市局定期監査結果報告書
- 7 上下水道局定期監査結果報告書

令和7年度 都市局定期監査（行政監査を含む。）結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

(2) 監査の対象

都市局

まちづくり部 都市計画課、まちづくり指導課、建築指導課

交通計画部 地域公共交通課、鉄道駅周辺整備課

播磨臨海地域道路室

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和8年2月26日から同年5月29日まで

2 監査の結果

監査の結果、指摘事項は次のとおりである。その他の事務は、事務執行上留意すべき軽微なものを除き、適正に執行されているものと認めた。

(1) 収入関係事務

ア 行政文書複写料収入（まちづくり指導課）

イ シェアサイクル利用料（地域公共交通課）

これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。

収入未済額のうち、納期の到来している未収金については、早期徴収に努められたい。